平成２７年（フ）第３２４号
千葉県八街市大木641番地16
債務者　吉田よしえ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７号
千葉県八街市八街に106番地54
債務者　鈴木　浩喜
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０号
千葉県八街市勢田672番地15
債務者　長谷川淳子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９１６号
愛知県海部郡蟹江町学戸６丁目246番地
ファミール幸Ａ102号
債務者　相宗　秀昭
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７０号
愛知県海部郡蟹江町大字今字川東上118番地
２　ＡＬＶＡＮ118　102号
債務者　森下　由紀
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
名古屋市千種区日進通１丁目16番地の１　メゾン・ド・タンドレス105号
債務者　牧野　和幸
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
愛知県小牧市間々本町343番地　ハイツオータム106号
債務者　中川　悠希
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５号
愛知県小牧市間々本町343番地　ハイツオータム106号
債務者　山口　久美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８２号
大阪府泉佐野市湊４丁目５番40号
債務者　宮脇　理恵
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
大阪府和泉市唐国町３丁目16番41号
債務者　溝上　宮子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６３１号
大阪府和泉市小田町２丁目21番６－104号、前住所和歌山県和歌山市毛見1272番地の５ブルーシエル浜の宮Ⅱ201号
債務者　岡本　尚之
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
大阪府貝塚市石才17番地ハイネスアカデミー305号
債務者　西原　佑介
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番３－108号
債務者　神藤　真紀
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
高知市若草町６番32号　シティハイムサルビア202号室
債務者　片岡　秀二
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９８号
高知市大津乙3175番地115
債務者　佐々木　照
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０８号
高知市介良甲844番地３　レジデンスＫＥＲＡＮＯ302号
債務者　濵田扶左子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０６０号
札幌市白石区本郷通７丁目南２番11－403号
債務者　植田　慎也
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
札幌市手稲区星置２条８丁目１番26号　ミルキーウェイ202号
債務者　黒瀧　祐子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部